(公 印 省 略) 県支広第30044-18号 令和3年9月10日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 各位

> 群馬県知事 山本 一太 (生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県緊急事態措置の延長について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年9月9日(木)に開催しました、第60回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県緊急事態措置を延長することを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、 貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知い ただきますようお願いします。

- -緊急事態措置の主な内容-
- (1)緊急事態措置の実施期間令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで(18日間) (休業要請及び営業時間短縮要請期間:同上)
- (2) 緊急事態措置の区域等 県内35市町村
- ※詳細は『群馬県緊急事態措置(第2弾)』を御確認ください。

担 当:県民活動支援·広聴課 公益法人係 山崎

T E L: 027-226-2148 F A X: 027-223-2944

e-mail: y-fumi@pref.gunma.lg.jp